

平成

二十五年

五條市議会第三回九月定例会会議録(第一号)

平成二十五年九月二日(月曜日)

議事日程(第一号)

平成二十五年九月二日 午前十時開議

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 会期決定の件
- 第三 市政の報告と提出議案の説明
- 第四 教育委員会の点検評価報告

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十一名)

七番	六番	三番	二番	一番
藤	川	吉	山	福
富	村	田	口	塚
美	家	雅	耕	
恵				
子	廣	範	司	実

欠席議員（一名）

説明のための出席者

市長	八番	池
教育長	九番	益
教育委員会委員長	十一番	峯
理事	十二番	花
市長公室長	十四番	大
総務部長	十五番	田
危機管理監		
すこやか市民部長		
あんしん福祉部長		
産業環境部長		
都市整備部長		
太	十三番	土
堀		
岸		
青		
榎		
竹		
櫻		
山		
谷		
辻		
新		
田		
内		
本		
山		
内		
智		
成		
和		
敬		
邦		
幸		
信		
健		
好		
伸		
悦		
子		
博		
吉		
彦		
三		
美		
雄		
彦		
夫		
嗣		
輝		
吉		
宏		
昭		
龍		
清		
上		
田		
林		
谷		
谷		
原		
池		
雄		
博		
政		
典		
雄		
孝		

事務局職員出席者

西吉野支所長	森 浩
大塔支所長	森 本
教育部長	町 敏
水道局長	中 正
消防長	中 仁
会計管理者	上 孝
市長公室次長	河 康
秘書課長	竹 勝
財政課長	和 剛
事務局長	乾 旬
事務局次長	久 保 雅
事務局係長	笹 谷
事務局主任	片 山 仁 美
速記者	柳 瀬 五 美

午前十時零分開会

○議長（峯林宏政）ただいまから平成二十五年五條市議会第三回九月定例会を開会いたします。

土井康嗣議員から欠席届が出ております。

本日、平成二十五年五條市議会第三回九月定例会が招集されましたところ、議員各位には何かと御多用のところ、御参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会には、平成二十四年度五條市各会計決算認定を始め、多数の重要議案が提出されておりますので、各位にはどうか御精励をいただきますとともに、円滑なる議会運営に格段の御協力をお願い申し上げます。

この際、申し上げます。会議記録及び市議会だよりG O J O並びに広報五條に掲載のため、各会議の日程中、事務局に写真撮影をさせますので、御了承願います。

会議に入ります前に、紀伊半島大水害から二年を迎え、お亡くなりになられた方々の御冥福と、行方不明者の一日も早い発見並びに被災地の一日も早い復興を祈念しますとともに、去る、六月二十二日に御逝去されました堀川浩美前議員及び六月二十九日に御逝去されました山田澄雄前議員の御功績と御遺徳をしのび、一分間の黙とうをささげたいと思います。

議場内の皆様、御起立をお願いいたします。

(議場内起立)

○議長（峯林宏政）黙とう。

(黙とう)

○議長（峯林宏政）黙とうを終わります。

御着席ください。

御協力、ありがとうございました。

初めに、去る八月三日付けで課長級以上の職員の人事異動がありましたので、この際、青山理事から御紹介をいただきます。

○理事（青山智博）自席から失礼いたします。

命によりまして、去る八月三日付けで総務部危機管理課に危機管理専門主幹として採用しましたので御報告を申し上げます。

危機管理専門主幹の山崎祥史でございます。

議員各位におかれましては、今後ともよろしく御指導、ごべんたつを賜りますようお願い申し上げます。御報告を終わらせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（峯林宏政）次に、表彰状の伝達を行います。

事務局長に紹介させます。

○事務局長（乾 旬）命により、私から御紹介を申し上げます。

去る、八月二十七日に開催されました第二回奈良県市議会議長会におきまして、議員表彰規程により、二年以上正副議長の職にありました益田吉博前議長と十五年以上議員の職にありまます峯林宏政議長、益田吉博議員及び十年以上議員の職にありまます川村家廣議員、並びに十五年以上議員の職にありました山田澄雄前議員に表彰状の贈呈が行われました。

以上で紹介を終わります。

それでは、議長からその表彰状を伝達していただきます。

お名前を呼び上げますので、御登壇ください。益田吉博議員。

〔益田吉博登壇〕

○議長（峯林宏政）表 彰 状

五條市 益田吉博殿

あなたは五條市議会正副議長として二年にわたり市政の発展に尽くされた功績は誠に顕著であります。

よって本会表彰規程により特別表彰として記念品を贈りこれを表彰します。

平成二十五年八月二十七日

奈良県市議会議長会会長 奈良市議会議長 土田敏朗（代読）

御苦労さんでした。（拍手）

○議長（峯林宏政）表 彰 状

五條市 益田吉博殿

あなたは五條市議会議員として十五年の長きにわたり市政の発展に尽くされた功績は誠に顕著であります。

よって本会表彰規程により特別表彰として記念品を贈りこれを表彰します。

平成二十五年八月二十七日

どうも御苦労さんでした。(拍手)

奈良県市議会議長会会長 奈良市議会議長 土田敏朗(代読)

○事務局長(乾 旬) 川村家廣議員。

〔川村家廣登壇〕

○議長(峯林宏政)表 彰 状

五條市 川村家廣殿

あなたは五條市議会議員として十年の長きにわたり市政の発展に尽くされた功績は誠に顕著であります。

よって本会表彰規程により記念品を贈りこれを表彰します。

平成二十五年八月二十七日

奈良県市議会議長会会長 奈良市議会議長 土田敏朗(代読)

どうも御苦労さんでした。(拍手)

○議長(峯林宏政) 以上で表彰状の伝達を終わります。

表彰状をお受けになりました益田吉博議員及び川村家廣議員には、長年にわたり市政の発展に尽くされた御功績に対し、深甚なる感謝の意を表しますとともに、今後ますます御精励をいただきますようお願いいたします。

なお、山田澄雄前議員に対する表彰状は、御遺族に伝達いたしております。

○議長(峯林宏政) ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

市長から議会招集の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長(太田好紀) 皆さんおはようございます。

御挨拶の前に、去る六月二十二日に御逝去されました堀川浩美前議員並びに六月二十九日に御逝去されました山田澄雄前議員の御功績と御遺徳をしのび、ここに改めて故人の御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

それでは、開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成二十五年五條市議会第三回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御健勝にて御参集を賜り、厚くお礼申し上げます。思います。

また、平素は市政の発展と市民生活の向上に精力的に御活躍をいただいておりますことに対し、衷心より敬意を表するものであります。今年は何年より梅雨明けが早く、連日猛暑日が続く、高知県四十市では、国内観測史上最高となる四十一・〇度を記録し、本県でも十津川村で三十九・四度を、本市でも三十七・二度を記録するなど観測史上最高を更新いたしました。

このような中、熱中症による救急搬送が全国で五万人を超え、県内でも死亡者が出るなど、大変厳しい夏となりました。

一方、全国各地では、気象庁が先月から運用を開始した、最大限の警戒を呼び掛ける特別警報に相当する記録的大雨による被害が続発いたしました。

被害に遭われた皆様には、心からお見舞いを申し上げます。

さて、本市に未曾有の被害をもたらした、一昨年の紀伊半島大水害から二年を迎えようとしています。

本市では、「五條市大塔町災害復旧・復興計画」に基づき、災害公営住宅の建設や道路・緑地広場等の基盤整備事業など、復興に向けた取組を加速し、一日も早い被災地の復興を成し遂げるとともに、災害の記憶と教訓を風化させることなく、自然と共生した災害に強いふるさとづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては何とぞ御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

後になりましたが、先ほど、議長から、去る八月二十七日に開催されました第二回奈良県市議会議長会におきまして、二年以上正副議長の職にありました益田吉博前議長と十五年以上議員の職にありますが峯林宏政議長、益田吉博議員及び十年以上議員の職にありますが川村家廣議員、並びに十五年以上議員の職にありました山田澄雄前議員が表彰を受けられた旨の伝達がありました。

ここに改めて市政発展と地方自治の進展に御尽力されておられる各議員に対し、心より祝福と敬意を表します。

最後になりましたが、議員各位におかれましては、健康に御留意され、ますます御活躍賜りますことをお願いいたしまして、平素のお礼と

開会の御挨拶に代えさせていただきます。

○議長（峯林宏政）ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告事項がありますので、事務局長から報告させます。

○事務局長（乾 旬）命により、私から御報告を申し上げます。

まず、奈良県市議会議長会でございます。

去る、八月二十七日に奈良市におきまして、本年度第二回議長会が開催されました。

初めに、会長の奈良市議会土田議長の挨拶があり、続いて、前回の議長会以降に異動のありました奈良市の正副議長の紹介がありました。

続いて、議員表彰規程に該当する議員四十二名に表彰状の贈呈が行われ、本市では、先ほど紹介されましたとおり、峯林宏政議長、益田吉博議員、川村家廣議員及び山田澄雄前議員に贈呈されました。

会議では、諸報告として、前回の議長会以降の事務報告及び各種会議の出席報告が行われ、それぞれについて了承されました。

続いて、近畿市議会議長会支部提出議案についての協議及び今後の行事予定等についての報告があり、会議は閉会いたしました。

次に、全国森林環境税創設促進議員連盟でございます。

去る、七月十一日に福島県南会津郡南会津町におきまして、全国森林環境税創設促進議員連盟第二十回記念定期総会が開催されました。

初めに、会長の新潟県村上市議会板垣議長の開会挨拶並びに南会津町大宅町長の歓迎挨拶に続き、来賓各位の祝辞及び祝電の披露がありました。

続いて、会長指名により福島県只見町議会齋藤議長が総会議長に選出され、議事に入りました。

まず、平成二十四年度事業経過報告及び決算報告並びに会計監査報告があり、それぞれについて了承並びに認定されました。

続いて、平成二十五年度事業計画案及び予算案について、また本連盟に顧問を置くこと並びに「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書を提出することについて審議が行われ、いずれも原案のとおり可決されました。

続いて、大会宣言が満場一致で採択され、記念講演等の後、最後に今井副会長の閉会挨拶で総会は終了いたしました。

次に、監査委員から地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の五月分から七月分ま



での例月出納検査の結果報告が提出されております。

以上を御報告申し上げまして諸般の報告といたします。

なお、会議資料及び監査資料等につきましては、事務局において保管いたしておりますので、後刻、御清覧いただきますと存じます。

○議長（峯林宏政）以上で諸般の報告を終わります。

○議長（峯林宏政）この際、御報告申し上げます。

先の平成二十五年五條市議会第二回六月定例会以降の休会中、会議規則第六十七條第一項ただし書の規定により、議員の派遣を決定いたしておりますが、詳細につきましては、お手元に配布しておりますので、御了承願います。

また、報告書につきましては事務局で保管しておりますので、後刻、御清覧願います。

また、閉会中の去る七月三十日に、山田澄雄前議員及び堀川浩美前議員の御逝去に伴い欠員となっておりました議会運営委員に土井康嗣議員を、地域活性化及び五條駅南北道建設促進特別委員に田原清孝議員を、自然環境及び吉野川対策特別委員に花谷昭典議員及び益田吉博議員を、議会改革特別委員に池上輝雄議員をそれぞれ選任いたしましたので、御報告いたします。

○議長（峯林宏政）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（峯林宏政）日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第八十八條の規定により、議長から指名いたします。

八番	池	上	輝	雄	議員
九番	益	田	吉	博	議員
十二番	花	谷	昭	典	議員

以上、三名の方にお問い合わせいたします。

○議長（峯林宏政）次に日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、去る八月二十六日開催の議会運営委員会におきまして御協議を賜りました結果、先に御通知申し上げましたとおり、本日から二十日までの十九日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって会期は本日から二十日までの十九日間と決しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、各位に御通知申し上げますとおりであります。

○議長（峯林宏政）次に日程第三、市政の報告と提出議案の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）本年六月から今日までの市政の概要について御報告申し上げます。

今年是全国的に例年以上の猛暑が続き、各地で急な豪雨による被害が発生いたしました。被害に遭われた地域の皆様には心からお見舞い申し上げます。

さて、一昨年、本市を襲った紀伊半島大水害から、早いもので二年がたとうとしております。

一瞬にして尊い命を奪い去った災害の記憶は、先人から受け継がれてきた多くの教訓とともに、決して忘れてはなりません。過去の災害を教訓として、災害に強いまちづくりを一層進めてまいります。

また、大災害時には、より多くの自治体との連携が必要です。

五條高等学校賀名生分校では、昭和四十一年から毎年北海道余市町で農業の現場実習を行っており、今回で四十八回目となりましたが、本年七月に実施された際には、私も各受入農家を回って御支援に対するお礼を申し上げるとともに、余市町の嶋町長には、長年にわたる交流を契機に、災害時の相互応援について提案いたしました。

本年度中に、本市と余市町との災害時応援協定が締結できるよう、取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、「やまと広域環境衛生事務組合」の事業の進捗等についてであります。

議会の御議決を賜り、奈良県知事からの許可を受けてから、ちょうど一年が経過いたしました。

この一部事務組合では、御所市、田原本町及び五條市がそれぞれに抱える課題を克服するため、広域でごみ処理施設を建設し、建設費や運営コストの削減及び環境負荷の低減を図ることとしており、平成二十八年度中の操業を目指し計画どおりに事業が進められております。

自治体には環境への視点が求められておりますので、本市においては引き続きごみの減量化に取り組んでまいります。

それでは、各部の所管事業について御報告申し上げます。

最初に、市長公室の事業についてであります。

初めに、職員研修の実施につきまして、職員の職務に対する意識改革を図りながら、職務の遂行に必要な知識、能力等を養成し、併せて公務員としての人格と教養を高めることを目的として計画的に開催しているところであります。

七月には普通救命講習を、八月には人権問題職員研修会を、それぞれ全職員を対象に開催いたしました。

併せて、奈良県市町村職員研修センターが主催する種々の研修会に参加者を募り、職員自身の更なるレベルアップを図っているところであります。

次に、平成二十六年度の職員採用についてであります。

市職員の採用に当たっては、定員の適正化を基本としながら、年齢構成の平準化を踏まえた退職者の状況、さらに、各部署における権限委譲による事務事業の増加等に配慮した上で、専門職の配置と人材育成を計画的に努めているところであります。

なお、平成二十六年度採用に係る応募の状況でございますが、事務職員については、八名の募集に対して応募者は六十名、同じく技術職員は、三名に対し一名、学芸員は、一名に対し五名、さらに、保健師は三名に対し三名、管理栄養士は一名に対し四名、社会福祉士は一名に対し二名、保育士は、二名に対し十四名となっております。第一次試験は九月二十一日と二十二日に、第二次試験は十月十九日に、それぞれ実施した上、十一月月上旬を目途に合格者の発表を予定いたしております。

次に、新庁舎整備に関する取組についてであります。

新たな庁舎の整備につきましては、東南海・南海地震が近い将来起こるという想定の下で重要な課題と捉えており、五十年後、百年後の五條市の将来のまちづくりを見据える中で進めていく必要があると考えております。

本年八月に、新庁舎の機能、規模の検討及び適地の選定等について、有識者を交えて研究をしていただくため「新庁舎整備研究委員会」を立ち上げました。

今後は、議会の皆様とともに幅広い検討を加えながら協議を重ね、合併特例債の活用期限内のしゅん工に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、空き家情報バンク制度についてであります。

空き家の有効活用を通して、本市への定住促進による地域の活性化を図るため、本年六月に「五條市空き家情報バンク制度」を開始したところであります。

この制度は、本市と「空き家等の仲介に関する協定」を締結した事業者の協力を得ながら進めており、利用希望者からは既に十五件の空き家に関する問合せをいただいております。

今後も積極的な活用を図ることにより、本市への定住促進につなげてまいりたいと考えております。

次に、地域公共交通における取組についてであります。

市内における公共交通につきましては、年内を目的に交通空白地である木ノ原及び二見地区を通るルートの設定を進めており、さらに地域に密着した利便性の高い公共交通の整備を目指して鋭意努力してまいる所存であります。

本年度は、第三次五條市地域公共交通総合連携計画策定の時期となっており、市内循環型の公共交通のみならず、近隣市町村への移動ニーズにも対応しながら、より利便性が高く地域特性に即した公共交通網の整備を検討してまいりたいと考えております。

また、奈良県全体の地域公共交通の整備を検討するため、奈良県知事を座長とする奈良県地域公共交通改善協議会が本年二月二十日に立ち上げられ、南部地域部会として、昨年度実施しましたアンケート調査の結果を有効に活用し、南部地域における公共交通の在り方を取りまとめいく予定をしております。

次に、行財政改革の取組についてであります。

平成十九年度に策定した「五條市新行政改革大綱」及び「五條市集中改革プラン」につきましては、五年間の取組の検証を行った上で、本年五月に新たな行政改革の指針となる「第三次五條市行政改革大綱」を策定いたしました。

大綱は、平成二十五年度から平成二十九年までの五年間を計画期間として、限られた財源を最大限に活用し、行政効果を上げるとともに、

市民サービスの向上を追求することを重視し、定めております。

また、本年七月には、第三次大綱の具体的な取組内容を明らかにした「第三次五條市行政改革大綱アクション・プラン」を策定し、取組項目の一つでもある行政評価を行うなど、改革を進めているところであります。

さらに、本定例会には、行財政改革の取組の一つである指定管理者制度における更なる公平性・透明性を図るため、「五條市指定管理者候補選定委員会条例」を提出したところであります。

続きまして、総務部の事業について申し上げます。

初めに、本市の防災についてであります。

各地において、異常気象による集中豪雨により尊い人命が失われ、被災者の方々には不自由な避難生活を送られていると報道されております。

気象庁は、本年八月三十日から「警報」の基準をはるかに超える現象に対して「特別警報」の運用を開始しており、本市においてもより一層の警戒が必要であると考えております。

七月六日には、市民の皆様を始め約七百名に御参加をいただき、南海トラフを震源地とする地震等を想定した「平成二十五年度五條市総合防災訓練」を実施し、防災意識の向上と関係機関の連携が図れた実践的な訓練を行うことができました。

また、市民会館におきまして、七月十九日には、各地域の自主防災会会長等にお集まりいただき「自主防災の在り方」と題した自主防災講演会を開催し、八月三日に開催いたしました「防災講演会」には、市民の皆様約四百名に御参加をいただき、自衛隊をより身近に感じていただくとともに、市と連携を深め、併せて自主防災組織の高揚を図ることを目的に、陸上自衛隊の災害派遣活動に関する御講演をいただき、大いに防災意識の高揚が図られたものと考えております。

また、防災・減災に向けた対応では、市民への情報発信手法としてエリアメール等があります。

エリアメールは、市町村単位で指定されたエリアにのみ配信し、緊急時にも回線混雑の影響を受けにくいという特長があり、気象庁が配信する緊急地震速報や国・地方自治体が発する災害・避難情報などを、携帯電話に一斉に同報配信することができます。

これらの手段を活用しながら、市民の皆様への情報発信に取り組んでまいります。

なお、地域の防災力を強化するため、危機管理に対する高度の知識を有する危機管理専門主幹として、八月三日付けで前自衛官を特定任期

付職員として配置したところであります。

併せて、災害応援協定につきましては、治水砂防関係の十二自治体による災害時相互応援協定に引き続き、奈良県タクシー協会五條支部等と情報提供や輸送支援、災害支援助物資等に関する協定を締結いたしました。

次に、紀伊半島大水害の復旧・復興についてであります。

紀伊半島大水害から二年が経過しようとしている中、六月二十八日開催の災害対策本部会議において、今後の避難勧告等の解除時期等について技術的な見地から検討する「避難勧告等の解除に向けた検討会」の設置が承認されました。

第一回検討会を開催し、辻堂、飛養曾・引土、赤谷地区の工事行程等や応急仮設住宅の使用貸借契約期限等を踏まえ、長期避難住民の皆様への帰宅に向けた安全確保の対応を検討いたしました。

次に、生活安全についてであります。

「奈良県安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する条例」に基づき、七月一日から「五條市防犯カメラの運用に関する指針」を施行し、運用の適正管理に努めることとし、さらに、八月一日から「宅地開発事業指導要綱」を改正し、環境良好な市街地の形成を目的に、駐車場を併設するコンビニエンスストア等、不特定多数の人が利用する施設における防犯カメラの設置を盛り込んだ奈良県で最初の取組を実施しております。

また、本年度も「秋の全国交通安全運動」が九月二十一日から三十日までの十日間実施されますので、五條市におきましても、五條警察署を始め各機関と協力して「交通事故死ゼロ」を目指し、各種取組を行ってまいります。

次に、自衛隊誘致についてであります。

陸上自衛隊駐屯地の誘致につきましては、七月二十六日に「防衛力の在り方検討のための委員会」から防衛大綱見直しの中間報告がなされ、年末には新防衛大綱が決まる予定であります。そのため、県と市が共同で誘致に向けた取組を積極的に行っており、五月の誘致要望に引き続き、六月には奈良県知事と私が、また、七月には奈良県知事が県の重要要望項目として、防衛省を始め与党関係者に対しまして駐屯地の誘致に関する陳情を行いました。今後も引き続き同様の陳情を行うとともに、市民に対する陸上自衛隊駐屯地誘致の機運を高めてまいりたいと考えております。

次に、情報化政策の推進についてであります。

基幹システムの更新に際し、五條市情報検討委員会では、市民サービスの向上、業務の効率化、経費削減、マイナンバー制度等に対応するため、現在の汎用機のシステムからクラウド化への業務システムの転換を検討しております。

庁内の業務及び情報システムの導入について、運用に最適な調達仕様の策定を行い、年内に業者選定をし、平成二十七年一月の運用開始を目指し、今定例会に関係予算を計上しているところであります。

続きまして、すこやか市民部の事業について申し上げます。

初めに、人権・同和問題に関する啓発推進事業につきましては、私たちの周辺に存在する身近な人権問題を一人一人が認識し、人の尊厳を考え、お互いの立場を尊重しながら生活する必要性を十分理解し、自己及び市民の人権意識の向上のため、今後の人権に対する施策につなげていけるようにと考えております。

毎月十一日の「人権を確かめあう日」には、広報車で街頭啓発活動を行っており、四月十一日の「人権を確かめあう日」には、県内で同時開催されました「一斉集会」を本市においても開催することで人権意識の高揚を図りました。

次に、七月の「差別をなくす強調月間」では、七月六日には「第四十二回差別をなくす市民集会」を、七月十二日には「人権・同和問題講演会」を開催し、啓発活動に努めました。

本年度は、九月に「第四十回奈良県人権・部落解放研究集会」、十月には「第十九回なら・ヒューマンフェスティバル」が五條市内で開催されることから、更なる啓発推進の機会が期待されることとあります。

今後も「人権のまちづくり」を目指して市民への啓発をより活発にする取組を進めてまいります。

続きまして、あんしん福祉部の事業について申し上げます。

一人暮らし高齢者等の見守り事業として、従来からの緊急通報システムを見直し、十月から受信センターを一本化して、二十四時間体制の相談及び安否の確認体制を整備し、一人暮らしの高齢者が、住み慣れた地域で安全安心に生活を営むことができるよう充実を図ってまいります。

続きまして、産業環境部の事業について申し上げます。

初めに、(仮称)五條市新し尿処理施設建設工事につきましては、現在建築確認の申請中であり、申請が受理され次第本格的に建築工事に着手し、平成二十六年度の新施設完成を目指して取り組んでおります。

また、本年六月に、二見地区自治連合会から（仮称）五條市新し尿処理施設建設に伴う周辺環境整備事業についての要望書が提出され、関係各課と意思疎通を行いながら、連合会と協議を進めているところであります。

次に、農林行政の取組についてであります。

地域農業につきましては、昨年度の国の「人・農地プラン」制度により、本市においても地域農業をより発展させるため、地元集落等による将来の地域農業の在り方を計画する「地域農業マスタープラン」を市内八地域に分け作成いたしました。今後、このプランに基づき、各種補助金を活用しながら地域農業の推進と農地の維持管理及び担い手の確保を目指してまいります。

なお、余暇時間の拡大や生活に対する価値観の変化により、農業者以外の市民の間に「自分の手で野菜や花を栽培し、自然と触れ合いたい」という要望が高まっておりますので、農業に対する理解を深めるとともに、家族ぐるみで土に親しみ、緑と自然に触れられるレクリエーションの場として、市街地内の一部を整備し「市民農園」を開設する予定をいたしております。

また、有害鳥獣対策につきましては、鳥獣による農作物の被害は営農意欲を低下させ、耕作放棄地の増加をもたらし、これが更なる被害を招くといった悪循環を生じさせていることから、農家の方々の悲痛な思いを軽減させるため、本市では「捕獲強化」及び「防除対策の促進」を掲げ、今後も引き続き有害鳥獣の対策に全力を挙げてまいります。また、捕獲したイノシシや鹿肉を地域の産物として捉え、処理施設とともに加工施設の建設を目指しております。

林業振興対策につきましては、林業事業者を支援するため、間伐材の利用促進を図り、県産材生産促進事業や森林管理・環境保全直接支払制度を利用して、間伐材の搬出促進に取り組んでおります。

柿振興につきましては、日本一を誇る「奈良県産ハウス柿」をPRするため、八月二日に東京大田市場において、奈良県知事を筆頭に、私と下市町長、JAならけんの関係者並びに地元ハウス柿生産者二十五名とともに、市場関係者及び仲買人へのトップセールスを行いました。今後も引き続き、積極的にマスコミ等へのPRやイベントに参加し、「五條の日本一の柿」の販売促進とブランド化、生産及び品質向上を推進してまいります。

次に、観光行政についてであります。

今年度は、天誅組が五條で兵を挙げて百五十年の節目の年であります。

天誅組とゆかりのある安堵町・十津川村・東吉野村と五條市で連携協議会を立ち上げ、広域的に連携し、情報発信に取り組んでおり、八月



十七日から八月三十一日までの間、奈良県立美術館において「天忠組百五十年記念展」を、また、八月十八日には、奈良県文化会館において「日本は大和から変わった」をテーマにシンポジウムを開催いたしましたところ、両会場ともたくさんの方に御来場いただくことができました。

次に、第四十三回吉野川祭りについてであります。

花火の打ち上げについては、夕方からの雷雨がありましたので、約二十分間早めて打ち上げました。市内外からお越しいただいた多くの皆様には、夜空に広がる大輪の花火を楽しんでいただくことができました。

次に、映像による本市のPRについてありますが、河瀬直美監督が立ち上げられた「なら国際映画祭」の関係者が、五條市を舞台に八月中旬から末に掛けて撮影を行いました。

今後、編集作業を経て、カンヌ国際映画祭などへの出展を考えているとのことです。御協力いただきました皆様には、改めてお礼申し上げます。

次に、五條新町で整備を進めております(旧)辰巳邸につきましては、新たに起業することを考えている人やグループ、法人を支援するための施設として活用する予定をしております、本定例会において「五條市起業家支援施設条例」を提出したところであります。

次に、企業誘致についてであります。

昨年度、北宇智工業団地への進出が決定いたしました朝日ウッドテック株式会社は、本年八月末から一部操業を開始いたしました。更に設備を充実し、九月以降本格稼働となる予定であります。

また、同じく北宇智工業団地に新規進出した株式会社カクダイも操業を開始しており、今後県などの関係機関と連携しながら、一社でも多くの企業を誘致し、雇用の場を確保できれば、人口流出に歯止めがかけられるだけでなく、五條市に住んでくれる人が増えることにつながりますので、今後更に努力してまいります。

続きまして、都市整備部の事業について申し上げます。

初めに、小規模住宅地区改良事業についてであります。

宇井地区及び清水地区の住環境整備につきましては、小規模住宅等地区改良事業を活用し、本年四月から事業に着手いたしました。

宇井地内と阪本地内に建設する六戸の改良住宅は、建設予定地の支障建物の解体工事が完了し、現在造成工事を行っているところであります。

す。

また、改良住宅の設計業務につきましては、十月下旬に建設工事の入札を予定しており、平成二十六年三月末の完成に向け事業を進めていくところであります。

なお、紀伊半島大水害の被災者対策として建設された応急仮設住宅につきましては、本年十月末をもって二年が経過し、奈良県との使用貸借契約が終了することとなっております。しかしながら、宇井地区などの避難指示、避難勧告を継続している地域もあり、帰宅できない被災者の方も多数おられることから、入居者の意向を踏まえ、仮設住宅使用期間の延長について、現在、奈良県に要望いたしております。

また、辻堂地区につきましては、現在整備計画を策定中であり、計画策定終了後、同地区の住環境整備に着手したいと考えております。次に、道路関連事業についてであります。

市道関係では、六月の梅雨前線による豪雨により、市道への崩土、倒木、路肩の決壊等が発生し、通行の安全確保のための支障物の除去等緊急対応をいたしました。

また、大塔町辻堂地区の橋りょう及び道路災害復旧事業につきましては、国の再調査を受け、五條土木事務所と協議調整を密にしながら、実施に向けて進めております。

また、社会資本総合交付金を活用して、トンネル点検、橋りょう長寿命化事業、通学路安全対策事業及び道路舗装に係る道路等保全整備事業の計画及び実施を進めております。

地域高規格道路五條新宮道路の五條市域は、国から指定を受けた調査区間四キロメートルのうち、京奈和自動車道五條インターチェンジから本陣交差点までの約一・一キロメートルの四車線化に向けた県の都市計画決定の変更を目指し、「五條市まちづくり構想」と並行して、引き続き関係機関と取り組んでまいります。

京奈和自動車道大和・御所道路の御所区間の約一・三・四キロメートルにつきましては、順次工事が進んでおり、樞原・高田インターチェンジから御所インターチェンジ区間については既に供用開始されており、五條道路区間においても、五條北ランプ橋出屋敷高架橋上部工事も始まり、平成二十八年度大和・御所道路区間全線供用開始に向け、引き続き要望活動に取り組んでおります。

国道二四号歩道整備事業につきましては、一から三工区においては国道北側部分の工事を開始し、引き続き二見一丁目交差点から五〇〇メートル先の交差点までの四工区につきましても国土交通省と連携を密にし、本年六月から順次用地交渉を進めているところであります。

JR五條駅につきましては、入り口段差解消をJRと協議し、六月末に工事を発注し、八月中に段差を解消することができました。

次に、既存木造住宅の耐震診断・耐震改修事業につきましては、「広報五條」八月号で希望者を募集し、事業を進めております。今後も本事業を積極的に推進し、大規模地震に備えた安全な地域づくりを目指してまいります。

次に、市営住宅の管理につきましては、家賃の徴収率向上に努め、家賃の滞納を防止して、家賃収入を確保し、入居者間の公平性を確保することは、市営住宅の管理の適正化の観点から、重要かつ喫緊の課題となっております。現在、督促等にも応じない八名の滞納者に対して民事調停を申し立てており、うち五名について和解が成立いたしました。

今後も法的措置を含めた適切な対応により、さらに市営住宅の管理の適正化を図ってまいります。

次に、公園関連事業についてであります。

平成二十七年八月に和歌山県を幹事県として近畿ブロックで開催される全国高等学校総合体育大会（インターハイ）のフェンシング競技会場となる（仮称）五條総合体育館建設事業につきましては、本年四月から、測量業務・基本構想業務・地質調査業務・設計業務を順次発注いたしましたので、今後は各業務完了とともに、体育館建設に向けた準備を進めてまいります。

このほかの公園の維持管理につきましては、市内には、児童遊園地が四十五箇所、市立公園が十四箇所、都市公園などが百六十四箇所あり、遊具などの老朽化が進んでいるものにつきましては、修繕可能なものを除き、安全性の考慮から撤去を行いました。

（仮称）金剛山麓野鳥の森整備事業につきましては、山麓への進入路に当たる園路の整備は昨年度中に完了しており、現在、（仮称）金剛山麓野鳥の森整備地域の集約化への取組のため施業集約化促進計画を作成しており、立木調査・路網の線形調査・境界や施業界の確認などの整備を進めてまいります。

次に、下水道事業についてであります。

本年度の公共下水道事業につきましては、国道二四号歩道整備工事の進捗に対応して、新町地区の一部で工事が完了し、現在は、順次工事が施工できるよう準備を整えております。また、野原地区等につきましても、順次発注を予定しております。

一方、公共下水道整備に伴う水洗化への普及対策につきましては、新たに供用開始となりました地区での普及活動を始め、未接続家屋への接続の理解を求め、公共用水域における水質及び環境の保全・改善に努めているところであります。

続きまして、水道局の事業について申し上げます。

水道事業につきましては、生活様式の向上と水需要に対応するため、公共性と経済性との調和を図りながら、受益者負担を原則に健全経営に努めているところであります。

また、事業計画に基づき、基幹水道構造物の耐震化事業、老朽化施設及び老朽管の更新等必要な事業の整備を図りながら、水質基準に適合した安全で低廉な水道水を安定的に供給できるよう、更に取り組んでまいります。

なお、平成十七年度に基本計画を作成いたしました「岡中継施設」につきましては、低地側にある岡加圧ポンプ所から、高所の田園地区を始めとする地域約三千五百戸に給水している基幹水道施設の高水圧の緩和と施設能力の省力化に伴うコスト軽減、また、災害時の飲料水を確保するため、本年三月に耐震基準及び施設レイアウトの見直しによる設計業務委託を完了いたしました。築造工事につきましては、平成二十五年及び二十六年の二箇年で完了を予定しております。

次に、簡易水道事業につきましては、水道未普及地域であります大塔町辻堂地区に対しまして、水道未普及地域解消事業を実施しており、本年度中の完成を予定しております。

また、紀伊半島大水害で被災した大塔町宇井地区へは、現在仮浄水場からの給水を行っておりますが、安定給水が早期に実現できるよう、本年度における本復旧を目指して災害復旧事業を進めているところであります。

続きまして、教育委員会事務局の事業について申し上げます。

初めに、教育環境の整備につきましては、子供たちの安全を優先的に確保すべく、現在、宇智小学校、北宇智小学校、野原小学校及び五條東中学校の屋内運動場の耐震補強工事に入るための設計を行っているところであります。

また、学校へのエアコン導入につきましては、現在、五條中学校、野原中学校及び五條西中学校の普通教室への設置工事を行っております。

次に、学校教育につきましては、小・中学校の在り方、とりわけ教育内容や規模の適正化について検討するために設置した「五條市小中学校の今後の在り方に関する懇話会」の第一回会合を七月四日に開催し、五條市の児童・生徒の教育課題や実態等を踏まえ、多方面で活躍する委員による積極的な討議が行われました。今後、先進地視察も行いながら、将来にわたる五條市の教育の方向性について論議していただき、本年度末には一定の提言をいただく予定であります。

次に、生涯学習につきましては、地域と共にある学校づくりを目指し、「学校・地域・パートナーシップ事業」を市内十三校で実施したところであります。本年度は、保護者と地域による学校を支援するための体制づくりとして、コミュニティ協議会の設置やボランティアの募集等

を行い、具体的な支援活動を展開してまいります。

次に、伝統的建造物の保存修理事業につきましては、本年度は七件の修理事業を行ってまいります。

次に、子供健全育成につきましては、七月二十七日から三日間、熊野市の「熊野少年自然の家」において恒例のトレジャーキャンプを実施いたしました。小学五年生から中学二年生の児童・生徒は、ボランティアグループ「風のつばさの会」の指導により、山や海など自然の中の活動を通じて、自立の精神や友達と助け合う心を育成することができました。

最後に、消防本部の事業について申し上げます。

初めに、消防庁舎建設事業についてであります。

消防庁舎建設工事につきましては、工程どおり順調に進んでおり、現在、庁舎棟につきましては躯体工事が完成し、外装及び内装の工事に取り掛かっております。

また、訓練棟及び駐車場棟につきましては、七月末日をもってく体工事が完了し、本年七月末現在の進捗率は約六八パーセントであります。次に、奈良県消防広域化についてであります。

消防広域化につきましては、先の五條市議会第二回六月定例会におきまして、奈良県広域消防組合の設立に関する協議について可決していただき、組合を構成する他の三十六市町村においても、全ての議会で可決され、広域消防組合発足に向けた準備が整ったところであります。

現在、組合の条例及び規則の制定並びに係市町村間の協定などの協議調整を行っており、広域消防組合設立に向けた事務が進められているところであります。

次に、消防救急デジタル無線の整備についてであります。

県下十一消防本部が共同で行っていた実施設計業務が、本年三月に完了いたしました。現在、三箇年計画で整備事業を行うための入札業務が完了し、平成二十八年三月の完成を予定しております。

次に、警防業務についてであります。

本年五月頃から畑や竹やぶなどの火災が増加していることから、新聞や広報紙による注意喚起はもとより、巡回広報や巡回警備を実施し、火災予防や不審火の警戒を行っているところであります。

また、六月二日から六月八日までの「危険物安全週間」を契機とした消防訓練といたしましては、市内危険物施設を保有する能瀬精工株式

会社におきまして、危険物火災を想定した社員の初動体制の確立並びに消防機関の活動訓練を実施し、危険物火災時の被害軽減や初期消火、消防対策等を確認いたしました。

次に、救急業務についてであります。

夏休みを前に、市内小・中学校の児童、生徒及び保護者を対象に救命講習を開催し、心肺蘇生法を始め応急手当の方法等について指導を行ったところであります。

次に、(仮称)五條消防署西吉野救急出張所建設事業についてであります。

西吉野地区の救急体制を充実させ、住民の生命を守るための救急出張所につきましては、監理業務においては、八月末に入札を行い、業者が決定いたしました。本体工事においては、九月上旬に入札を行い、本年度内の運用を目指し取り組んでいるところであります。

市政の報告は、以上であります。

続きまして、本定例会に提出いたします諸議案について御説明申し上げます。

まず、報第十三号 専決処分の報告(調停)につきましては、市営住宅家賃等の滞納について市職員の再三の訪問による徴収、指導に尽せず、支払の意思がないものと認められ、相手方と調停し、合意に至ったため、地方自治法第百八十条第二項の規定により、報告するものであります。

次に、報第十四号 専決処分の報告(訴えの提起)につきましては、賃料が未払となっている市営住宅の明渡し及び未払賃料・駐車場使用料の支払を求めるため専決処分をしたので、地方自治法第百八十条第二項の規定により、報告する次第であります。

次に、議第三十九号 五條市指定管理者候補選定委員会条例の制定につきましては、指定管理者候補選定委員会を附属機関と位置付けるため、本条例を制定するものであります。

次に、議第四十号 五條市都市計画税条例の制定につきましては、本市における都市計画税に関する規定を整理するため、五條市税条例から当該規定を分離し、新たに独立した条例を制定するものであります。

次に、議第四十一号 五條市起業家支援施設条例の制定につきましては、個人、グループ又は法人の新分野への進出等を支援し、地域経済の発展及び観光振興に寄与する目的で五條市起業家支援施設を設置するため、本条例を制定するものであります。

次に、議第四十二号 奈良県広域消防組合の設立に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、奈良県広域消防組合の設立に

伴う関係条例の整理を行うため、本条例を制定するものであります。

次に、議第四十三号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、政治倫理審査会委員及び指定管理者候補選定委員会委員の報酬及び旅費を規定するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第四十四号 五條市税条例の一部改正につきましては、平成二十五年税制改正等に伴う改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第四十五号 五條市介護保険条例及び五條市後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、平成二十五年税制改正に準じ、延滞金割合の引下げ等を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第四十六号 五條市消防本部の設置、位置及び名称に関する条例及び五條市消防署の設置、名称及び位置並びに管轄区域に関する条例の一部改正につきましては、消防本部及び消防署を移転するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第四十七号 五條市・十津川村消防事務委託規約の廃止につきましては、奈良県広域消防組合の設立に伴い、五條市・十津川村消防事務の委託を要しなくなるため、本規約を廃止するものであります。

次に、議第四十八号 五條市過疎地域自立促進計画の一部変更につきましては、過疎対策におけるハード事業として地域間交流促進事業に、ソフト事業として、南和広域医療組合負担金及び伝建地区防災事業に過疎債を充てるためのものであります。

次に、議第四十九号 新五條市まちづくり計画の一部変更につきましては、合併特例債延長法の成立により、合併特例債の発行期限が延長されたことによる計画期間の変更及び広域ごみ処理施設整備事業に合併特例債を充てるためのものであります。

次に、議第五十号 平成二十五年五條市一般会計補正予算（第二号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ一億五千六百四十九万四千円を追加し、総額百九十二億八百十八万円とする予算の補正及び（仮称）五條総合体育館建設事業等二事業に係る債務負担行為の追加等でございます。

補正の主な内容といたしましては、市民農園整備事業に五百四十九万六千円、道路舗装及び通学路安全対策事業に三千五百八十万円、平成二十三年台風十二号災害及び本年六月の豪雨災害の災害復旧事業に三千三百八十万円等を追加するものであり、財源につきましては、国庫支出金等を見込みまして補正予算を編成した次第であります。

次に、議第五十一号 平成二十五年五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ一千八百七十八

万円を追加し、総額三十六億一千三百七十八万円とするもので、補正の内容は、介護保険財政調整基金積立金一千七百二十三万円及び償還金百五十五万円を追加するものであり、これらの財源につきましては、繰越金等を見込みまして補正予算を編成した次第であります。

次に、議第五十二号 平成二十五年五條市農業集落排水事業特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ十八万四千元を追加し、総額四百二十八万四千元とするもので、補正の内容は、排水処理施設のポンプ配水管の修繕料等を追加するものであり、これらの財源につきましては、繰越金を見込みまして補正予算を編成した次第であります。

次に、認第一号から認第十号につきましては、平成二十四年度の五條市一般会計、各特別会計及び五條市水道事業会計の歳入歳出決算の認定を定めるものであります。

次に、同第三号 五條市教育委員会委員の任命につきましては、堀内伸起委員の任期が、平成二十五年十二月二十日をもって満了するため、その後任の同意を求めらるものであります。

次に、同第四号から同第十号までの五條市政治倫理審査会委員の委嘱につきましては、五條市政治倫理審査会の新設に伴い、委員を委嘱するため、議会の同意を求めらるものであります。

次に、推第四号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることにつきましては、小松靖幸委員の任期が、平成二十五年十二月三十一日をもって満了するため、その後任を推薦し、議会の意見を求めるものであります。

以上が市政の報告と、このたび提出いたしました諸議案の概要であります。  
議員各位におかれましては、慎重審議の上、何とぞ御議決、御認定、御承認等いただきますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政） 市政の報告と提出議案の説明が終わりました。

次に日程第四、教育委員会からの点検評価報告を求めます。岸本五條市教育委員会委員長。

〔教育委員長 岸本悦子登壇〕

○教育委員長（岸本悦子） 失礼いたします。

ただいま議長の許可を得ましたので報告をさせていただきます。

平成二十五年五條市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書につきましては、「地方教育行



政の組織及び運営に関する法律」第二十七条第一項に基づき、教育委員会は毎年度、点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出することになっております。また、市民への説明責任を果たすため、公表することが義務付けられております。

よって、五條市教育委員会では、法の定めにより、平成二十五年度の教育委員会の権限に属する活動状況と評価、主要施策の点検評価を平成二十四年度対象に別冊の報告書に取りまとめをいたしました。

また、事務の点検及び評価を行うに当たっては、法の定めにより、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図り、より客観性・公平性のある点検・評価となることを目指して、学識経験者に点検評価委員として参加していただき、それを報告書にまとめていきます。その意見書におきましては、学校・園の訪問により教育現場の状況把握に努められているが、より教育現場の実態把握のため回数を増やすなど、教育委員会と学校・園の連携強化を図ってほしいという提案がなされました。

また、五條市教育振興基本計画の策定につきまして評価をいただき、今後その計画に基づき教育の振興を図るよう御意見をいただいております。

主要施策評価の評価対象は、平成二十年九月に策定した「第五次五條市総合計画」に記載されている四十四の施策体系の中から教育関連施策のみを抽出し点検評価シートを作成し、「施策名称」、「学校教育環境の充実」等、八施策としております。

詳細につきましては、別冊の平成二十五年度報告書（平成二十四年度対象）に記載し、お手元にお配りさせていただいておりますので、後刻、御清覧いただきますようお願い申し上げます。

最後に、教育の分野は学校教育、生涯学習、文化財等、多岐にわたっておりますが、今後、これらの点検・評価を適切に行い、教育行政の更なる推進や改善に努め、各教育現場との協力体制の強化を図り、教育効果を更に高めることを期して、報告を終わらせていただきます。

○議長（峯林宏政）報告が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

明日三日から五日まで休会とし、次回、六日午前十時に再開して、一般質問を行います。

なお、一般質問をされる議員各位は、明日三日の正午までに、所定の発言通告書に質問事項を具体的に御記入の上、議長まで提出願います。本日は、これもちまして散会いたします。

午前十一時十分散会